電波監理審議会の審理の開始について

放送法（昭和25年法律第132号）第180条において準用する電波法（昭和25年法律第131号）第86条の規定により審理を開始することとなったので、同法第88条第２項の規定に基づき公告します。

平成 24 年１月 20 日

電波監理審議会

主任審理官　佐藤　歳二

1　事案の要旨　株式会社ひのきから申請された総務大臣裁定の申請に対する拒否処分に係る異議申立て（平成23年付議第３号）

2　期日　平成24年２月27日（月）午後１時30分から

3　場所　東京都千代田区霞が関２丁目１番２号　総務省（中央合同庁舎２号館）総務省第２会議室

4　主宰する審理官　主任審理官　佐藤　歳二

5　審理への参加手続　この審理に関する手続に参加人として参加しようとする利害関係者は、住所（郵便番号並びに電話番号及びＦＡＸ番号を付記してください。）、氏名（法人の場合は名称又は商号及び代表者名）、参加の趣旨（この異議申立ての結果によって生ずる利害及びこれに関連して審理に際し述べようとする具体的な意見）及び参加希望の旨を記載した参加申立書を電波監理審議会主任審理官宛て（郵便番号100－8926　東京都千代田区霞が関２丁目１番２号　総務省内）に平成24年２月13日（月）（必着）までに提出してください。

なお、参加の許否については、追って通知します。

6　その他　不明な点については、総務省総合通信基盤局総務課（電波監理審議会事務局）（電話03－5253－5829）へお問い合わせください。

沖縄総合事務局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成 24 年１月 20 日

沖縄総合事務局長　槌谷　裕司

道路の種類	路線名	区間
一般国道	58号	沖縄県国頭郡恩納村字谷茶金武浜原1905番１から同村字前兼久上原273番までの上下線
一般国道	58号	沖縄県国頭郡恩納村字前兼久上原273番から同村字前兼久前兼久原53番までの上り線

国家試験

採用候補者名簿の有効期間の満了

人事院規則８－12（職員の任免）第14条第１項の規定に基づき、下記に掲げる採用試験の結果に基づいて作成された採用候補者名簿の有効期間は、平成24年１月19日をもって満了した。

平成 24 年１月 20 日

人事院人材局企画課長　福田　紀夫

記

平成22年度海上保安学校学生採用試験（航空課程区分）

平成22年度海上保安大学校学生採用試験

平成22年度気象大学校学生採用試験

公聴会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十四年一月二十日

北海道経済産業局長　和田　修一

一　件名

1　帯広ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

2　苫小牧ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日

1　前号の１の事案　平成二十四年二月十六日　午後二時から

2　前号の２の事案　平成二十四年二月二十二日　午後二時から

三　場所

1　第一号の１の事案　帯広商工会議所六階大会議室（帯広市西三条南九丁目一番地）

2　第一号の２の事案　苫小牧商工会議所六階大ホール（苫小牧市表町二丁目一番十三号）

四　事案の要旨

1　第一号の１の事案　帯広ガス株式会社の四六メガジュール地区について、一般ガス供給約款の変更（平成二十年九月十九日付でガス事業法に基づき認可を受けた一般ガス供給約款料金を平均八・五二％引き上げる）。

2　第一号の２の事案　苫小牧ガス株式会社の九九メガジュール地区について、一般ガス供給約款の変更（平成二十年九月十九日付でガス事業法に基づき認可を受けた一般ガス供給約款料金を平均一・五二％引き下げる）。

3　詳細は、北海道経済産業局資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課電気・ガス事業室（札幌市北区北八条西二丁目一番一号　札幌第一合同庁舎）及び第一号の１の事案については帯広ガス株式会社（帯広市西九条南八丁目五番地）、第一号の２の事案については苫小牧ガス株式会社（苫小牧市末広町二丁目十番一九号）において閲覧に供する。

五　その他

1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話番号がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した北海道経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「〇〇ガス株式会社関係公聴会陳述希望」と記載して、第一号の１の事案については、平成二十四年二月一日まで、第一号の２の事案については、平成二十四年二月七日までに、北海道経済産業局資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課電気・ガス事業室（郵便番号〇六〇―〇八〇八　札幌市北区北八条西二丁目一番一号　札幌第一合同庁舎）に到達するよう提出すること。なお、意見陳述の届出が多数の場合は、北海道経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

2　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び「〇〇ガス株式会社関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により第一号の１の事案については、平成二十四年二月一日まで、第一号の２の事案については、平成二十四年二月七日までに、北海道経済産業局資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課電気・ガス事業室（郵便番号〇六〇―〇八〇八　札幌市北区北八条西二丁目一番一号　札幌第一合同庁舎）に到達するよう申し込むこと。なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

北海道経済産業局長　殿

届出者　氏名（ふりがな）

（郵便番号）

住所

（電話番号）

職業

〇〇ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考

1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４縦（横書き）とすること。

2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。

3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。